

# 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.  
**24**

2018/0/00

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部  
■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階  
電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp http://www.jashcon-tokyo.com  
(ただし、平成30年7月までの住所は 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 です。平成30年8月に新住所に移転します。)



## 安全衛生の財産と保険



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山室 栄三**

昨年6月29日に開催された平成29年度東京支部通常総会で、皆様からの推挙と承認をいただき支部長に就任いたしました。よろしくお願いたします。

昭和50年12月に東京労働安全衛生コンサルタント会発足以来42年、また平成3年6月に社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部となってから26年経過しました。当支部は約半世紀近くの歴史のある支部であり、この間会員コンサルタントの諸先輩が築かれた実績と社会への貢献は東京支部の貴重な財産となっています。これらの財産は日々の努力と工夫、熱意の積み重ねから生まれてきます。会員の皆様のご協力をいただきながら、事務局、専務理事等のささやかな経験も生かして、この遺伝子を失うことなくさらに強化して支部の発展、会員皆様のお役に立てるよう微力ではありますが、努めていきたいと思っております。会員皆様のご協力とご指導、ご鞭撻をよろしくお願いたします。

私が事務局長になった9年前までは、本部の事務所に机2つの間借りをして業務を行っていました。平成21年9月より当時の桜庭幸男支部長の決断により、芝浦に新たに事務所を構えました。それ以来桜庭元支部長の当支部へのご支援と暖かいご厚意によりなんの心配もなく借用させていただきました。大変ありがたいことでした。おかげさまで支部発展の礎となりました。昨年12月より各種の要素を検討してこの8月に本部と同じ、芝の三田労働基準協会ビル4階に移転する予定となりました。桜庭元支部長には今までいただいたご支援に、会員一同を代表して深く感謝申し上げます。

さて、この1月にマレーシアへ行く機会がありました。マレーシアは2020年までに先進国入りをしようと安全衛生の推進にも積極的に取り組んでいる国です。政府の安全衛生部長と話していた時、中小の事業場は生きるのに必死で、利益を生まない安全衛生には金はかけたくないという経営者が多いという話が出ました。これは日本でも同じ状況があります。日本では、いざという時のために企業も個人も損害保険、火災保険、医療保険などをかけています。個人や企業では各種保険料としては、比較的通常の支払いとして抵抗なく支払っているケースが多いと思います。「安全衛生に投資して、社員の安全と健康を確保することは、直接的な利益は生まないかもしれないが、災害予防につながり、企業を保護し経営者、社員を守るための保険と思えば、費用は出しやすいのではないか」といったところ、「保険は信用していない、多くの人は保険に入ることを考慮していない」とのことでした。これでは例えに出したことが無意味でした。国民性によっては、安全衛生は同じようには取り組めないことを知らされました。

企業の皆様は、安全衛生を確保する保険はどのように考えていらっしゃいますか。社員の安全と健康の確保、災害の防止は、今や事業者が優先的に取り組む必須事項となっています。我々コンサルタントは日々研鑽に努め、知識と技術のアップデートを図っています。お客様の抱える安全衛生に関する様々な問題解決に安全衛生のプロであり専門家集団である私どもコンサルタントを、是非活用されることをお勧めいたします。必ずや満足いく結果を提供できると確信しています。

# 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.  
**24**

2018/0/00

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部  
■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階  
電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp http://www.jashcon-tokyo.com  
(ただし、平成30年7月までの住所は 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 です。平成30年8月に新住所に移転します。)



## 安全衛生の財産と保険



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山室 栄三**

昨年6月29日に開催された平成29年度東京支部通常総会で、皆様からの推挙と承認をいただき支部長に就任いたしました。よろしくお願いたします。

昭和50年12月に東京労働安全衛生コンサルタント会発足以来42年、また平成3年6月に社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部となってから26年経過しました。当支部は約半世紀近くの歴史のある支部であり、この間会員コンサルタントの諸先輩が築かれた実績と社会への貢献は東京支部の貴重な財産となっています。これらの財産は日々の努力と工夫、熱意の積み重ねから生まれてきます。会員の皆様のご協力をいただきながら、事務局、専務理事等のささやかな経験も生かして、この遺伝子を失うことなくさらに強化して支部の発展、会員皆様のお役に立てるよう微力ではありますが、努めていきたいと思っております。会員皆様のご協力とご指導、ご鞭撻をよろしくお願いたします。

私が事務局長になった9年前までは、本部の事務所に机2つの間借りをして業務を行っていました。平成21年9月より当時の桜庭幸男支部長の決断により、芝浦に新たに事務所を構えました。それ以来桜庭元支部長の当支部へのご支援と暖かいご厚意によりなんの心配もなく借用させていただきました。大変ありがたいことでした。おかげさまで支部発展の礎となりました。昨年12月より各種の要素を検討してこの8月に本部と同じ、芝の三田労働基準協会ビル4階に移転する予定となりました。桜庭元支部長には今までいただいたご支援に、会員一同を代表して深く感謝申し上げます。

さて、この1月にマレーシアへ行く機会がありました。マレーシアは2020年までに先進国入りをしようと安全衛生の推進にも積極的に取り組んでいる国です。政府の安全衛生部長と話していた時、中小の事業場は生きるのに必死で、利益を生まない安全衛生には金はかけたくないという経営者が多いという話が出ました。これは日本でも同じ状況があります。日本では、いざという時のために企業も個人も損害保険、火災保険、医療保険などをかけています。個人や企業では各種保険料としては、比較的通常の支払いとして抵抗なく支払っているケースが多いと思います。「安全衛生に投資して、社員の安全と健康を確保することは、直接的な利益は生まないかもしれないが、災害予防につながり、企業を保護し経営者、社員を守るための保険と思えば、費用は出しやすいのではないか」といったところ、「保険は信用していない、多くの人は保険に入ることを考慮していない」とのことでした。これでは例えに出したことが無意味でした。国民性によっては、安全衛生は同じようには取り組めないことを知らされました。

企業の皆様は、安全衛生を確保する保険はどのように考えていらっしゃいますか。社員の安全と健康の確保、災害の防止は、今や事業者が優先的に取り組む必須事項となっています。我々コンサルタントは日々研鑽に努め、知識と技術のアップデートを図っています。お客様の抱える安全衛生に関する様々な問題解決に安全衛生のプロであり専門家集団である私どもコンサルタントを、是非活用されることをお勧めいたします。必ずや満足いく結果を提供できると確信しています。



# 第13次労働災害防止計画の始まりにあたって ～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～



東京労働局労働基準部

安全課長 直野 泰知

本年4月1日付けで東京労働局安全課長に着任した直野と申します。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動に御尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

東京都内の労働災害の発生状況ですが、第12次労働災害防止計画の最終年である2017年は、死亡者が66人となりました。休業4日以上死傷災害についても9,837人となり、いずれも2016年と比べ増加しています。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備が進められる中での人手不足の顕在化、第三次産業の労働者数の急速な増加、労働力の高齢化などに伴い、労働災害の減少に向けては、新しい切り口や視点での対策が求められています。

このような状況の中、東京労働局では、3月30日付けで「第13次東京労働局労働災害防止計画」（計画年度：2018～2022年度）を策定しました。東京都内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、下記の3点を基本的な考え方として取り組んでいきます。

## ①オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事をはじめとして、都内では建設需要が増加しています。施設工事において労働災害によって不幸となる人を出さないよう、管内の労働基準監督署、関係事業者、関係団体等と緊密に連携を図り、労働災害防止に取り組みます。

## ②本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

都内には、資本金10億円以上の企業の半数以上が本社機能を置いています。これらの企業に対し、全社的な安全衛生対策を推進するよう働きかけ、東京発の安全衛生対策を全国の事業場へ普及拡大することにより、全国の労働災害の減少を目指します。

## ③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

安全衛生対策は国民的課題であるにもかかわらず、一般社会でも認知度は必ずしも十分とは言えない状況です。行政が進める安全衛生対策について、誰もがわかりやすく、アクセスしやすいよう、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク等を広く国民にアピールしていきます。

業種別には、建設業、第三次産業、陸上貨物運送事業を重点に対策を講じます。

これらの取組をはじめとして各種施策を講じることにより、2022年までに、死亡災害については2017年に比べ15%以上、死傷災害については2017年に比べ5%以上減少させることを目標としています。

近年特にウェイトを占めている第三次産業の労働災害についても、企業に安全意識を根付かせ活発な取組を行っていただくためには、皆様方のような外部の専門家による支援が有効であると考えております。

専門的な知見から、各事業場に対して安全衛生対策に関する助言を行っていただくことはもとより、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についても併せて周知いただければ大変幸甚です。

第13次労働災害防止計画の推進について、引き続き会員の皆様の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

貴支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念申し上げます。



## 第13次労働災害防止計画に基づく 「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり」



東京労働局労働基準部

健康課長 田村三雄

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

平成25年から28年にかけて当局で実施した「メンタルヘルス対策自主点検」の結果によると「メンタルヘルスを理由とする休職者」がいると回答した事業場の割合は54.8%でありました。また、過労死等で労災認定される労働者は、毎年110人を超えております。

このように、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要となっているほか、疾病を抱える労働者の病気の治療と仕事の両立支援対策の取組が求められています。

こうした状況にあって、平成30度を初年度とする第13次東京労働局労働災害防止計画（以下「13次防計画」という。）がはじまりました。この13次防計画における労働衛生の分野では、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用する事業場の割合を60%以上とすること。労働災害のボリュームゾーンの一つである腰痛対策については、第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を5%以上減少させること。熱中症対策については、計画期間中に死亡災害を発生させないことを目標とし、対策を推進します。

また、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっております。

13次防計画の取組が効率的かつ効果的に推進し、「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり」を実現するためには、それぞれの分野において専門的な技術と知識が求められるところであり、労働安全衛生分野の専門家である貴支部の御理解と御協力が不可欠であります。

最後に、貴支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

## 平成29年度東京支部業務実績

### 【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度の普及に貢献するため、以下の取り組みを行っています。

1. 労働安全衛生コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行・配布、全国安全週間や全国労働衛生週間での各監督署、基準協会主催の説明会において講演を行いました。
2. 平成29年10月26日に開催された、産業保健フォーラム IN TOKYO 2017に参加し、当支部の安全衛生相談コーナーを設置し、安全衛生に関する当支部の各企業などへの支援活動の紹介や相談者の安全衛生相談に対応しました。

### 【平成29年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特（安全管理特別指導事業場）、衛特（衛生管理特別指導事業場）の支援

安特、衛特に指定された事業場のうち、4件の事業場の支援業務を実施し、安全衛生管理上の問題点の把握、改善計画の立案、継続的な現場指導を行いました。これにより、当該事業場の安全衛生に関する意識高揚を図り安特、衛特の指定解除に向けた支援を行いました。

2. 厚生労働省委託事業

平成29年度は関係者のご尽力により以下の厚生労働省委託事業を実施しました。

- 1) 荷役作業災害防止対策推進事業における現場安全診断と安全衛生教育講習会
- 2) 受動喫煙防止対策に係る各基準協会での講師派遣と受動喫煙防止対策に係る説明会の実施
- 3) 小売店飲食店事業主向けトップセミナーの開催

3. 受託業務

当会には様々な業種の事業場から安全衛生のご相談をお寄せいただいています。週3件程度の問合せがあり、その中で最も多いのは工場や建設工事現場などの安全衛生診断です。診断を実施しその結果を報告し、内容によっては継続的に診断・助言を行う場合があります。

また次に多い業務は、安全衛生講演や講習です。当会員の豊富な経験を生かして現場の作業の方々や経営層など対象に合わせた教育を提供し、好評を得ています。

これらの業務の中には継続的に実施しているものがあり、その代表的な業務が足場点検業務や外構工事の安全診断業務です。また、大手材料会社グループの安全衛生診断業務も数年間にわたる継続業務となっています。その結果、診断実施事業場では災害の発件数が減少しています。このような継続的業務は当会の主要事業であり、当会が社会的に課せられた役割の一翼を担っているものとなっています。

## 厚労省委託事業への参画報告

### 小売業・飲食店 トップセミナー



東京支部 労働安全コンサルタント 中河原 一秀

日本労働安全衛生コンサルタント会は、厚生労働省からの委託を受けて、小売業・飲食店の労働災害防止のため、これら企業の経営トップに対するセミナーを、平成29年11月から12月にかけて全国7都府県で開催しました。東京支部は、東京都でのセミナーを本部と連携して担当しました。その概要は以下のとおりでした。

開催日時：平成29年11月17日（金）14：00～15：30

開催場所：港区芝 三田NNホール

参加者：60人（小売業30%、飲食店30%、その他40%）

カリキュラム	科 目	時間(分)	講 師
	1 働き方改革の動向について	20	東京労働局労働基準部 監督課 樋口 雄一 氏
	2 経営トップによる労働災害防止の考え方	40	トップセミナーテキスト作成検討委員会 委員長 新宅 友穂 氏
	3 先進的な取組事例等の紹介	30	
	合 計	90	

受講者がセミナーを知った理由：東京支部が本部と連携してセミナー案内リーフレットを各団体に配布した結果、労働局・労基署経由（48%）、コンサルタント会発行リーフレット（15%）、コンサルタント会ホームページ（13%）、商工会議所・業界団体経由（13%）でセミナーを知ったとのことでした。

（講演で強調された点）

- お客様の満足は、従業員の安全・安心・満足から。
- トップは、安全を自ら対処すべき経営課題として認識し、それを表明し、社内に働きかけること。

（講演後のアンケート結果）

- 多くの企業で、社員への安全の意識付けが課題と感じていた。
- 数社の取組事例紹介が大いに参考になったとの感想が多かった。
- 総評として、非常に有益だった（33%）、有益だった（60%）と評価された。

## 「平成29年度受動喫煙防止対策コーディネーターを経験して」



東京支部 労働衛生コンサルタント 齋藤 明子

平成29年度は第12次労働災害防止計画の最終年度にあたり、重点施策の一つでもある「受動喫煙防止対策」の成果が問われています。喫煙率は順調に減少してきましたが、平成22年を境に減少率が鈍化しています。現状の国民の喫煙率は18.2%（男性30.1、女性8.9%）で、喫煙率目標12%にはほど遠い状況です。また若年者（中・高生）や妊婦の喫煙実態もあり、こちらも0%を目標とすべく国民の健康を守るための最重要課題として、学校や行政、医療機関等を巻き込んだ対策が必要です。

平成29年度の委託事業の受動喫煙防止対策は、全国労働衛生週間の行事として、都内各労働基準監督署ごとに労働基準協会等が主催する説明会に合わせた合同説明会を8回実施（延参加者数809名）しました。次に受動喫煙防止対策に的を絞った日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部による主催者説明会を1回（参加者88名）で、合計897名の参加を得ました。

主催説明会アンケートによると、約80%の参加事業所で既に何らかの受動喫煙防止対策が講じられていました。経営者や経営層が喫煙する事業所では、現実面で対策推進の困難さがあるようで、衛生委員会等の場を通じて経営者にアプローチするためにも今回の資料を有効に活かしたいとの意見もありました。何も対策を講じていない事業所の割合はかなり減少してきていますが、施設内全面禁煙までには至っていません。1日で最も長くいる職場がタバコの煙がないクリーンな環境になることは、非喫煙者だけでなく喫煙者にとっても良い事です。



平成29年11月13日 主催説明会の写真

なぜ、日本では「タバコの害」がこれほど言われているのにも関わらず、禁煙対策が進まないのでしょうか。世界レベルと比較してタバコの価格の安さの問題もありますが、行政の取り組みの遅れや法案採択する政治家の意識も要因として大きいと思います。国民のいのちと健康を守る責任が国にあるとすれば、次の東京オリンピックの機会を活かすことが重要です。オリンピック開催国は、公衆の集まる場所での喫煙を原則禁止し、ロンドンもリオもそれを実行しました、日本は開催にあたり公約しており、世界標準に対する責任を果たすことが必要となってきます。特に宿泊場所や飲食店における受動喫煙対策の徹底が求められます。

健康影響のみならず、経済面から見ても、タバコによる支出（4.3兆円）は収益（2.8兆円）より大きく対策強化が求められます。今後目指す施策としては、屋内全面禁煙、個人の禁煙支援策と思います。よりよい職場環境づくり策として、懇親会や旅行等における喫煙禁止、就業時間内禁煙（休憩時間を除く）など事業所独自の取り組みをしているところもあります。

最後に、私にとって、コーディネーター業務をはじめ受託させていただいた記念すべき年になりました。担当させていただいた結果、様々な関係者との関わりや他の機関との連携等収穫を得ることができました。この国のたばこ対策が、受動喫煙対策からさらに一歩前進し屋内禁煙～禁煙対策にシフトすることを心から願っています。

## 陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業

 東京支部 労働安全コンサルタント 藤間 政雄

この度、昨年に続き当会で受託した厚生労働省委託事業についてご紹介をさせていただきます。

陸運業の労働災害は、荷台等からの墜落・転落災害等の荷役作業時の労働災害が7割以上を占めており、その3分の2は、荷主等（荷主・配送先・元請事業者）で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を作成し、陸上貨物運送事業者と荷主等が連携して荷役災害防止に取り組むことを推進しております。つまり、このガイドラインに基づき、荷主等に対して安全な作業環境を提供する設備の設置等の取組の促進を図り、荷役作業時における労働災害防止対策の充実・徹底を図ることを推進しています。この趣旨に沿って、以下の診断と講習会を開催しました。

### 1. 荷役事業場の現場安全診断

診断員：労働安全コンサルタント 11名

実施期間：平成29年9月～12月

実施事業場：14事業場（予定対象事業場 13事業場）

診断方法：① 事前に了承を得られた対象事業場を訪問する。

② 荷役担当者等への荷役ガイドラインの周知状況を確認する。

③ 「現場安全診断用チェックリスト」による現場巡視と聴き取り調査を実施する。その際には、必要に応じて改善指導等を行う。

④ 診断結果は、後日に報告書として提出をする。

### 2. 荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育講習会

開催日時：平成29年11月15日（水）13:00～17:00

開催場所：仏教伝道センタービル

参加者：44名（申込者 50名）

担当講師：労働安全コンサルタント 1名、東京労働局担当官

講習時間：4時間

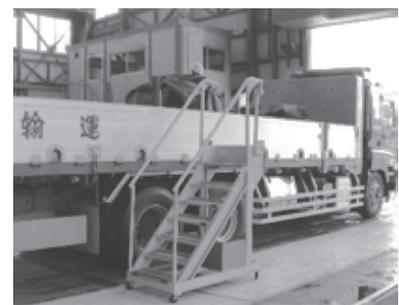
講習内容：① 労働災害の現状と荷主等の責務

② 労働災害防止対策

③ 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚

④ 陸運事業者との連携調整

⑤ 関係法令



トラックの昇降設備

### 3. コーディネーターを担当して

担当しての所感は、いかに都内の荷主等事業場でご協力をいただける対象事業場を期限内に見つけ出せるか、また、安全衛生講習会に多数の参加者を確保できるかなどを実際に体験できたことが一番の収穫でした。おかげさまで東京労働局担当官、診断員及び支部事務局の多数の関係者の尽力により、ほぼ目標を達成できましたことに感謝とお礼を申し上げます。

## 各委員会活動報告

### 企画委員会



企画委員会委員長 中河原 一秀

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会の本部では、全国の支部との連携を強化して、一般社団法人としての組織固めを図るため、支部の事業や会計を管理統制することが課題になりました。その実現に向けて、議論が本部内及び本部と各支部の間で行われ、その結果、支部設置規程の改正が平成29年11月の本部理事会で承認され、平成30年4月1日から施行されることになりました。この支部設置規程の改正に則して、東京支部の規約・規程類を改正する必要が生じたので、改正案の検討を企画委員会が中心になって行っています(平成30年1月現在)。主な改正事項(案)は次のとおりです。

1. 支部会計の本部との統合
2. 支部の理事・理事会の名称変更
3. その他、支部総会の附議事項の変更

### 広報委員会



広報委員会委員長 山崎 恵一郎

平成29年度は、「支部の活動を知っていただくこと！」をテーマに活動を進めております。以下に、主な活動状況を報告します。

#### 1. 第23号会報誌の発行

会報誌は、当年度の全国安全週間の準備期間に合わせ制作しております。東京支部長から支部長挨拶を、東京労働局労働基準部安全課長岩澤俊輔様、同健康課長松田健慈郎様から東京労働局の平成29年度活動方針等を寄稿頂きました。東京支部の平成28年度活動について、厚労省委託事業への参加報告、各委員会活動報告、安全・衛生の多くの業種にわたる会員活動報告を紹介させて頂きました。

第24号会報誌の発行に際しては、皆様にできるだけ関心を持っていただけるテーマを選出して寄稿のお願いをしております。

#### 2. ホームページの全面改訂の実施

永年、皆様に活用して頂きましたホームページでしたが、状況の変化に合わせて全面的に改訂を行いました。多くの方の助言を頂き、専門家の支援を得て公開できました。できるだけ簡素化して、皆様に使いやすいホームページを目指しており、順次修正を図る予定です。

制作活動期間：平成28年8月～平成29年7月

#### 3. 理事会議事録の作成

東京支部は、隔月に理事会を開催しており、その議事録を作成する作業を行っております。速記の経験もない者による作業で、苦勞の多い作業ですが、皆様のご協力を得て進めております。尚、議事録は、東京支部にて閲覧可能です。

### 事業委員会



事業委員会委員長 中村 健一

継続的に以下の事項に力点を置き活動を行いました。今後も継続して実施致します。

#### 1. コンサルタント制度の普及徹底

- (1) 労働基準監督署及び労働基準協会主催による全国労働安全週間、全国労働衛生週間(事前準備)説明会における、コンサルタント会の活動紹介、リーフレット・会報の配布、相談コーナーの設置等を行いPR活動に努めます。
- (2) 見やすく分かり易くしたホームページによるPR活動を行います。

# 各委員会活動報告

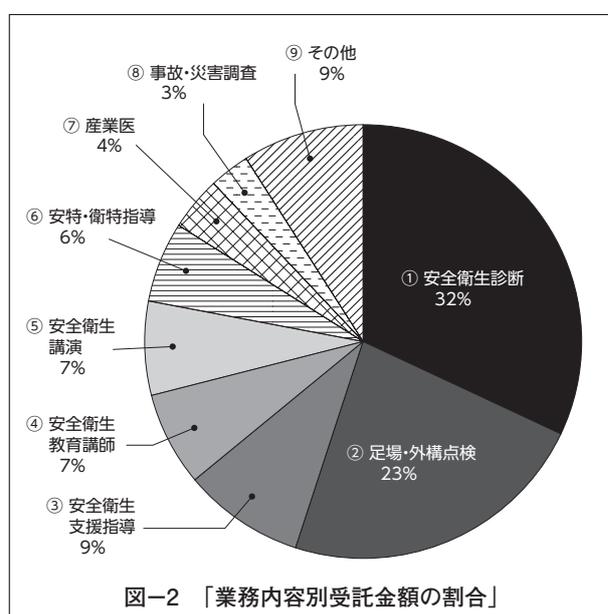
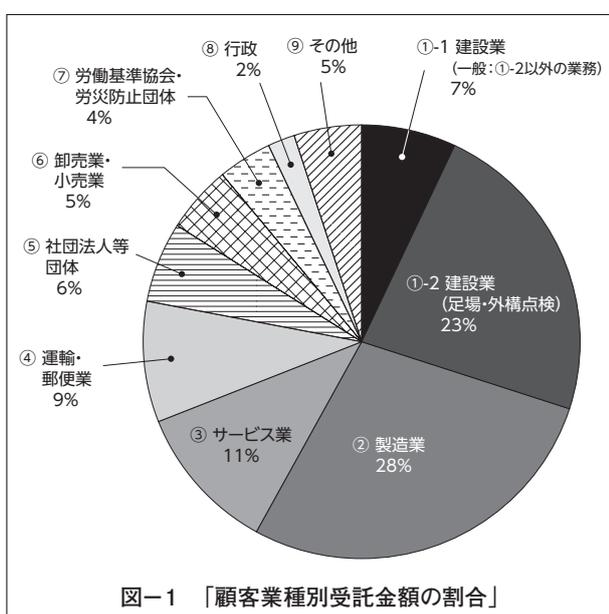
## 2. コンサルタント業務の充実

- (1) 業務の需要確保・拡大に資する受託業務のリポート、新規業務の開拓を行います。
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働を行います。
- (3) 受託業務の分析を行います。

平成23～28年度迄の受託金額を基に、受託業務内容を分析した結果は以下の通りです。

- ① 業種は、建設業（30%）が一番多く、以下 製造業（28%）、サービス業（11%）、運輸・郵便業（9%）、社団法人等団体（6%）、卸売業・小売業（5%）、労働基準協会・労災防止団体（4%）、行政（2%）となっています。建設業と製造業の両業種で全体の6割程度を占めています。（図-1参照）
- ② 業務内容は、安全衛生診断（32%）が一番多く、以下 足場・外構点検（23%）、安全衛生支援指導（9%）、安全衛生教育講師（7%）、安全衛生講演（7%）、安特・衛特指導（6%）、産業医（4%）、事故・災害調査（3%）となっています。安全衛生診断と足場・外構点検が全体の6割程度を占めています。

（図-2参照）



- ③ 経験豊富な会員がお客様のご要望に基づき対応いたします。主な受託業務内容は以下の通りです。
  - 1) 安全衛生診断 : 作業現場・文書・記録の点検を基に改善点を説明し、改善方法をご提案します。
  - 2) 足場・外構点検 : 墜落・転落等の労働災害防止を図るために、足場・外構に特化した安全点検を行います。
  - 3) 安全衛生支援指導 : 安全衛生に関する活動等の支援指導を行います。
  - 4) 安全衛生教育講師 : 安全衛生に関する教育訓練の講師は、経験を踏まえ具体的に分かりやすく説明します。
  - 5) 安全衛生講演 : 全国労働安全週間、全国労働衛生週間に合わせ、職場の安全・衛生大会等で講演を行います。
  - 6) 安特・衛特指導 : 特別指導事業場の改善計画書作成、改善指導、指定解除までご指導します。
  - 7) 産業医 : ストレスチェック等への対応も含め、50人以上の職場では産業医が必要です。
  - 8) 事故・災害調査 : 過去の労働災害等の原因（設備・人・管理）を分析し、再発防止対策を提案します。
  - 9) その他 : コンテンツ作成、規程類作成、テキスト作成、局所排気改善等を含みます。

## 研修委員会



研修委員会委員長 鈴木 信生

武道の世界では「心・技・体」が重要視されますが、私たち労働安全衛生コンサルタントもバランスのよい「心・技・体」が必要なのではないでしょうか。

## 各委員会活動報告

コンサルタントとして、まずは自分自身の健康（体）を維持管理する必要があります。お客様に健康不安を感じさせるようでは、安全や健康管理の話はなかなか聞き入れて頂けません。

そして、お客様から信頼されるためには、コンサルタントとしての品位を保持し、行動規範を意識しながらお客様に接する態度（心）が大切です。また、常に自己の知識や技術（技）に磨きをかけることはもちろん重要です。そのように考え、コンサルタントの「心・技・体」がバランスよく更に向上するよう、平成29年度は以下のテーマについて研修を行いました。

①「コンサルタントの倫理綱領、行動規範」（心）

外部講師から、コンサルタントの倫理綱領、行動規範について学びました。倫理（モラル）は、診断・指導にも非常に必要ですので、いま一度コンサルタント会の「倫理綱領、行動規範」の内容をご確認下さい。その中でも、「自己の安全と健康」「能力の向上」など「心・技・体」の必要性が示されています。

②「労働安全衛生法の基礎にあるもの」（技）

法施行45年を迎えて、制定に尽力された講師から法の基礎にあるものについて奥深い部分まで学ぶことができました。法令を正しく理解し運用することは、コンサルタントとして非常に重要なことで、受講者からは「たいへん参考になった」と好評でした。



講習会風景

③「加齢に打ち勝つての健康寿命の延長」（体）

加齢に伴い健康問題も発生しますが、「適正な睡眠」「適切な食事」「適度な運動」が、健康維持増進の三原則です。今後も健康寿命を保ち、お客様に満足して頂けるコンサルタント活動が行えるよう、自己管理により三原則を実践するよう努めて下さい。

さて、本年度から「第13次労働災害防止計画」がスタートしましたが、その中には事業場の活動をより効果的にするよう労働安全衛生コンサルタントなど専門家の活用が示されています。この期待に十分応えるためには、コンサルタント一人一人の更なる能力・質の向上が求められます。

このため、今年度も会員皆様のご要望を参考にしながら、お客様に満足して頂けるサービスを提供できるよう、効果的な研修会を企画しますので、多くの会員のご参加をお待ちしています。

開催日	会場	研修テーマ	講師（敬称略）
H29.6.29	学士会館	1. 「労働安全行政の動向」 2. 「労働健康行政の動向」 3. 「労働安全衛生法制定・施行45年を経て」	東京労働局安全課長 岩澤 俊輔 東京労働局健康課長 松田 健慈郎 元白鷗大学教授 畠中 信夫
H29.9.21	東京産業保健総合支援センター	1. 「労働安全衛生法の基礎にあるもの」	元白鷗大学教授 畠中 信夫
H29.12.11	東京都南部労政会館（大崎）	1. 「労働安全衛生コンサルタントの倫理綱領・行動規範について」 2. 「疾病に罹りにくい日常生活のクセ」	日本技術士会 杉本 泰治 城西地区部会員 柴崎 敏昭
H30.3.14	東京産業保健総合支援センター	1. 「安特・衛特事業場支援業務」 2. 「安特事業場支援事例」 3. 「小売業・飲食業トップセミナー」 4. 「荷役作業の災害防止事業」 5. 「受動喫煙防止実施報告」	・鈴木 信生 ・山本 孝・武田 房人 ・中河原 一秀 ・藤間 政雄 ・齋藤 明子

## ●トピック●

### 疾病に罹りにくい日常生活の“クセ” — フレイル期での対処法 —



シバ労働衛生コンサルタント事務所 柴崎 敏昭

我が国は、現在100歳以上の超高齢者が約7万人50年後には70万人以上の増加が推定されています。さらに健康寿命から要介護・要支援に入る方が毎年数十万人存在し、平均介護年数は男性約10年、女性14年と長期間に渡るため介護費への財政圧迫は社会問題となり、2020年からは要介護1度は要支援に回される厳しい事態が決定されました。約10年前から健康寿命から要支援・要介護に入る期間をフレイル（崩れる、崩壊）と呼称し、この期間に積極的な食事や運動などの介入により、介護期間を短縮する努力が試みられています。因みにフレイルの定義は、①意図しない年間4.5kg以上の体重減少、②疲れやすく何事にも面倒くさがる、③歩行速度が0.8m/秒以下、④握力が女性18kg以下、男子26kg以下、⑤身体活動の低下等のうち3項目を満足すれば診断できます。フレイルと診断された場合に、早期のステージで主に食事と運動などの介入を行えば健康寿命に戻れるが、進行したフレイルではその介入の効果の期待が薄くなり、要支援・要介護になります。

適切な食事とは、昔から伝えられてきた三大栄養素である炭水化物：タンパク：脂肪を6：2：2の比率で摂取するのではなくなってきました。近年、肥満、メタボさらに糖尿病に対し有効な食事療法として認識されつつある低炭水化物食+低脂肪食をベースに、高タンパク、高ビタミン（野菜から）と、カルシウム1,000mgを毎日乳製品から摂ることが必須です。また高齢者の方は動物性たんぱくでは牛豚などのレッドミートよりも魚類やトリのささみそして植物性タンパクとして大豆とその加工品（納豆、豆腐など）であるホワイトミートを摂ると、骨格の基本となるアミノ酸の一種であるロイシンが多く取れます。

運動は、習慣的にスポーツを行っていない人は、毎日30分以上のウォーキングでも十分です、できれば時々早目に歩くインターバル歩行はより体に効果的となります。なお、お茶碗一杯で約250Kカロリーを食べ過ぎた場合の運動によるエネルギー消費には、歩行30分、自転車20分、縄跳び15分あるいは布団の上げ下げで40分間行う必要となるので、過食には十分注意が必要です。なお食事と運動以外に、適正な睡眠、禁煙、メンタリティーの維持などにも配慮することは論を待ちません。

中高年の方々の健康意識は高まりつつありますが、healthy aging（健康な加齢と直訳）という概念が最近みられています。これは年を重ねても年相応ないしそれ以上に健康でいたいという願望で、例えば以前から言われている中高年の肥満者に対し20歳時の体重へ戻るのがより健康的という発想から、45～55歳の中高年齢者の体重が、20歳時からの増加程度により将来の健康の度合いを割り出した前向きな研究が報告されています。20歳時より20kg以上体重増加した人は、体重増加15kg以下の人に比べ、糖尿病発症リスクが5倍で、生命予後も不良という結果がみられています。

日々の生活習慣の中で寿命の縮む行為や、その真逆の行為が知られていますが、人生100年時代に向けて雑誌を読まれた方々には、今後も健康かつ社会貢献をして頂くためにも食事や運動などの“クセ”を身につけて頂ければと思っています。

## ●トピック●

### 減少に転じた日本の胃がん死亡

#### — 胃がんリスク層別化検診の展開 —



労働衛生コンサルタント 伊藤 史子  
(NPO法人日本胃がん予知・診断・治療・研究機構)

はじめに：

日本の胃がん死亡は、最近20年間でみても5万人程度と高い状態で推移していましたが、2013年から明らか

に減少に転じています（図1）。この背景には胃がんリスク層別化検診の自治体・企業・健保組合へ拡大、ピロリ菌感染胃炎の除菌治療の保険適用があります。また、2016年国は内視鏡検査を胃がん検診法として認めました。日本人のピロリ菌保有者が徐々に減少している中でこの三者が相まって長年高止まりの胃がん死亡がいよいよ本格的に減少する時期を迎えたと考えられます。貴重な働く人々の健康を守る上でも喜ばしい動きです。

#### 胃がんリスク層別化検診とは：

検診内容を簡単に説明します。血液中のピロリ菌抗体と、胃がんの発生母体となる胃炎のマーカーであるペプシノゲンの2項目の検査（胃がんリスク層別化検査）を行います。この2つの検査値の組合せから胃がんリスクの有無が分かります。リスク有りだと判定された人には内視鏡検査を行います（胃がんリスク層別化検診）。内視鏡検査は保険で行えます。ここで早期がんの比率が高い多数の胃がんが発見されています。有リスク者にはその後の胃がん発症を予防するために除菌を行います。

#### 胃がんリスク層別化検診の普及・拡大：

本検診は2000年頃から自治体で採用され、当時の実施自治体は高崎市と私が在職していた目黒区の2か所でした。胃バリウム検診に比べ簡易な採血のみで多人数に対応でき、胃がん発見率が高いので全国に広がって行きました。ホームページ等で公表された実施自治体数は、2017年9月時点で全国282/全1,741（16.2%）、東京都24/全62（38.7%）、特に区部では13/23区（56.6%）と高く、全体的に都市部中心に広がっています。大型の健保組・企業でも現在多数の所が実施中、あるいは準備中です。今後さらに拡大する動きがあります。

#### 除菌治療の対象疾病拡大：

ピロリ菌の除菌治療は2000年から胃・十二指腸潰瘍他幾つかの疾患に保険が適用されていました。遅れて2013年2月、公知申請によるピロリ菌感染胃炎の治療に保険が適用されました。保険適用後2016年までの4年間約600万人が除菌治療を行い、その前提となる内視鏡検査を受けています。除菌の保険適用は疑いなくリスク層別化検診を一層促す機会となりました。胃がんは「ピロリ菌感染症」であることは国際的な周知の事実であり、胃がんを撲滅する根本的手段を手にしたと言えます。

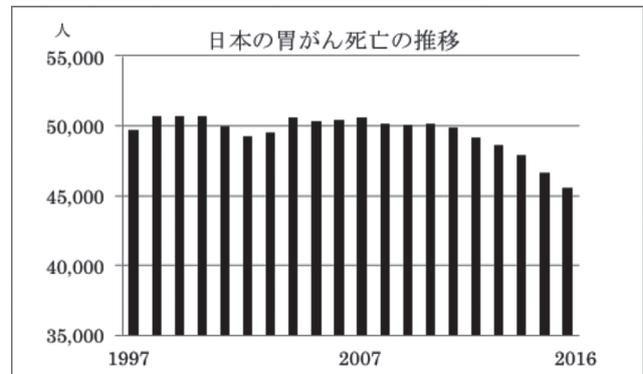


図-1

#### 内視鏡胃がん検診の採用：

2016年2月、国は胃がん検診の見直しを行い、検診対象年齢を50歳以上としました。また新たに内視鏡胃がん検診を認めました。内視鏡単独検診もその実施方法を工夫することで、除菌と同様に今後リスク層別化検診を促す要因となっていくと思われます。今後の動向が注視されます。

#### まとめ：

日本の死亡原因の第1位はがん、そのうち胃がんは第3位、男性では第2位と高位にあります。死亡減少への手は緩められません。グラフ上に見られる死亡減少は、年150万人とも推測される除菌者の同数が内視鏡検査を受けているわけで、そこで発見された胃がん患者の多数が救命されていることを反映した短期的な効果と考えられます。今後は除菌による発症の長期的な予防効果が重なってきます。感染症である胃がん撲滅の道筋を描ける今、胃がん死亡の減少を加速させるため更なる胃がんリスク層別化検診の周知・拡大の努力が求められています。

### ●トピック●

## 都内研究施設高電圧実験室の安全衛生診断の紹介



労働安全コンサルタント 石橋 光爾

東京支部では、都内の研究施設から高電圧実験室の安全衛生診断業務を受託いたしました。この高電圧実験室では、160万ボルトの雷インパルス電圧発生装置など各種の実験装置を使用して高電圧の試験、研究を行っています。また、ここでは企業など外部からの依頼により、製品や材料の高電圧に対する性能試験なども行っています。

この高電圧実験室の診断は、一般的な事業場の診断と異なり、超高圧の試験など、私達にとって経験の少ない特殊な作業の診断でしたので、参考までに以下に診断の概要を紹介いたします。

### 1. 高電圧実験室の主な作業

- (1) 変圧器などの高電圧電気機器や碍子<sup>がいし</sup>などの耐電圧試験、雷インパルス試験
- (2) 電子機器などの雷サージ試験
- (3) 絶縁保護具の耐電圧試験



雷インパルス電圧発生装置

### 2. 研究施設としての作業内容の特殊性

- (1) 研究施設であることから、その作業は研究の期間に限られるものが多く、作業内容の変動があり、それらに対する安全対策も変容する。
- (2) 研究施設であることから、外部企業等からの依頼試験等がある。これらの作業内容も種々のものがあり、また、これらに関わる係員も入れ替わる。
- (3) 企業など外部からの依頼により、製品や材料の高電圧に対する性能試験などを行う場合は、研究施設の係員と依頼者の係員が作業を分担して行うことが多い。その際には責任分担の明確化が必要である。

### 3. 高電圧実験室の作業に対する一般的注意事項

- (1) 高電圧試験は心臓ペースメーカー等に影響を与えることがあるので、心臓ペースメーカー等を装着している人は試験中試験室内に立ち入ってはいけない。
- (2) 試験電圧が高い為、作業者と充電部の必要な離隔距離を、安全柵などで確実に取る必要がある。

## ●トピック●

# 労働安全コンサルタントとしての安全講話



労働安全コンサルタント（土木）内村 芳彦

平成15年6月に日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部の城東北業務部会に入会し、今年で15年になります。最初の10年間は各種研修会等に参加し、先輩コンサルタントの皆様からいろんなことを学ばせて頂きました。私自身は建設関係の会社で工場や工事現場の安全管理業務に携わってきましたが、5年前から依頼先企業の安全講話や安全衛生診断をさせて頂いています。

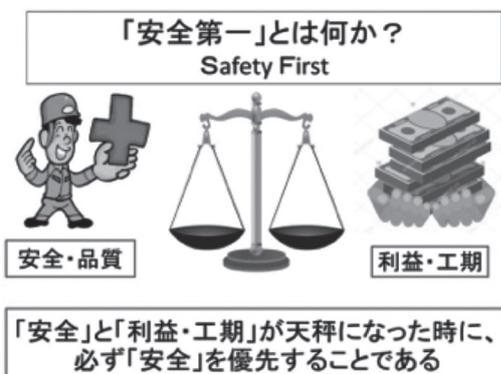
今回のテーマである安全講話で特に心掛けていることは、お客様は何故、日本労働安全衛生コンサルタント会に依頼してきたのか？ 安全衛生管理活動を通じてどのような安全レベルを目指しているのか？ 等を的確に

つかむように事前打ち合わせをしています。話す内容がどんなに重要なことでもお客様のニーズに合致していないと相手の心に入っていないからです。それと、新鮮なネタを提供できるよう各種講習会に参加したり、なるべく現場に出向いたり、作業者や管理者と話し合う機会を持つようにしています。また「安全」というと何か難しい印象を与えることがありそうなので、イラストや写真を見せてなるべくわかり易いように工夫しています。

同じ依頼先企業に、何年も安全講話をすることになると話すネタが無くなってしまいます。働き方改革、長時間労働問題、少子高齢化、社会保険未加入、品質不良、労働災害発生等々、世の中では様々なことが起こり続けて

います。安全コンサルタントとしての視点でこれらのことを見て、何故そんなことが起きたのだろうか？ 途中でくい止めるチャンスは無かったのだろうか？ ……何か話せるネタはないのかと、つい考えてしまいます。

私は、たえず世の中の事柄に関心を抱き、何か疑問を感じたらとことん調べ、それでも分からないところは先輩コンサルタントに相談してきました。それが実って講演依頼が来るようになりましたが、自分自身の知見を広めることが、日本労働安全衛生コンサルタント会の一翼を担うことにつながっていると思います。



## 東京支部活動記録（平成29年4月～平成30年3月）

番号	月 日	項 目	場 所
1	29年 4月19日(水)	平成29年度安全管理・衛生管理特別指導事業場説明会	東京労働局
2	4月	東京支部ホームページ改定版公開	-
3	5月28日(日)	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部事務所
4	5月29日(月)	第23号会報誌の発行	-
5	6月1日(木)	第117回 理事会	東京産業保健総合支援センター
6	6月29日(木)	平成29年度東京支部通常総会	学士会館
7	6月29日(木)	東京支部労働安全衛生研修会（平成29年度第1回）	学士会館
8	7月5日(水)	第14回 東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
9	7月20日(木)	第118回 理事会	東京産業保健総合支援センター
10	9月	平成29年度厚生労働省委託事業開始 （荷役災害防止対策、受動喫煙防止対策）	
11	9月1日～15日	受動喫煙防止合同説明会（6回）	各労働基準協会など
12	9月21日(木)	東京支部労働安全衛生研修会（平成29年度第2回）	東京産業保健総合支援センター
13	9月22日(金)	平成29年度南関東ブロック会議	京葉銀行文化プラザ（千葉市）
14	9月～11月	荷主等の事業場に対する荷役災害防止現場安全診断	各事業場
15	9月29日(金)	第119回 理事会	東京産業保健総合支援センター
16	10月26日(木)	産業保健フォーラム IN TOKYO 2017	ティアラこうとう
17	11月13日(月)	東京支部主催 職場の受動喫煙防止説明会	仏教伝道センタービル
18	11月15日(水)	東京支部主催 荷役災害防止担当者安全衛生教育講習会	仏教伝道センタービル
19	11月17日(金)	厚生労働省委託事業 小売店・飲食店トップセミナー	三田NNホール
20	11月29日(水)	第120回 理事会	東京産業保健総合支援センター
21	12月11日(月)	東京支部労働安全衛生研修会（平成29年度第3回）	東京都南部労政会館
22	30年 2月7日(水)	第121回 理事会	東京産業保健総合支援センター
23	3月14日(水)	東京支部労働安全衛生研修会（平成29年度第4回）	東京産業保健総合支援センター
24	3月29日(木)	第122回 理事会	東京産業保健総合支援センター

**編集後記**

第24号会報誌は、新支部長就任挨拶、4月より新任となられた東京労働局安全課長、健康課長の寄稿を始め、皆様に興味を持ってもらえる誌面にすることを心がけました。

特に、トピクスに多くの誌面を割かせていただきました。健康に関する記事では、人生100年時代に向けて食事や運動などの良い習慣を身につける重要性や、胃がんの減少に向けてのリスク層別化検診の周知・拡大などを盛り込みました。さらに、未経験分野での研究機関への安全衛生診断の取り組み方なども紹介しました。

最後に、お忙しい中第24号会報誌に寄稿していただきました執筆者の皆様、ご協力ありがとうございました。

編集委員：山崎、藤井、荷福、川田

働くルールの情報発信基地、No.1を目指します。



**労働新聞**

65年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

**安全スタッフ**

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

**労経ファイル**

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

**安全衛生ノート**

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

**安全対策の決め手**

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

**労働新聞社**

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9  
TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

**人事労務・安全情報の最新トレンドを提供!!**



**オリジナル記事が満載です!!**

- ▶労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセイ」



**研修に使える動画を配信!!**

- ▶弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶専門家による腰痛予防体操の「実践講座」



現場目線の  
厳選コラム

楽しく学べる  
動画コーナー

他にない  
豊富な  
ニュース

スマートフォンにも対応



講習会のご案内 (公社) 東京労働基準協会連合会

(平成30年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	2日(月)		8/27(月)		5日(月)	
		実技 1日	6日(金)		8/31(金)		9日(金)	
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	2日(月)	7/31(火)	8/27(月)	2日(火)	5日(月)	4日(火)
		実技 3日	3日(火)～5日(木) 7日(土) 8日(日)14日(土)	1日(水)～3日(金)	8/28(火)～30(木) 1日(土) 2日(日) 8日(土)	3日(水)～5日(金) 6日(土) 7日(日)13日(土)	6日(火)～8日(木) 10日(土)11日(日)17日(土)	5日(水)～7日(金)
	玉掛け	学科 2日	23日(月)～24日(火)	20日(月)～21日(火)	25日(火)～26日(水)	22日(月)～23日(火)	26日(月)～27日(火)	17日(月)～18日(火)
		実技 1日	25日(水)/26日(木)/27日(金)	22日(水)/23日(木)/24日(金)	27日(木)/28日(金)/10/1(月)	24日(水)/25日(木)/26日(金)	28日(水)/29日(木)/30日(金)	19日(水)/20日(木)/21日(金)
	ガス溶接	学科 1日	2日(月)	7/30(月)	8/30(木)	1日(月)	1日(木)	11/29(木)
		実技 1日	3日(火)	7/31(火)	8/31(金)	2日(火)	2日(金)	11/30(金)
	小型移動式クレーン	学科 2日	9日(月)～10日(火)		3日(月)～4日(火)		10/29(月)～30(火)	
		実技 1日	11日(水)/12日(木)		5日(水)/6日(木)		10/31(水)/1(木)	
	床上操作式クレーン	学科 2日		6日(月)～7日(火)		9日(火)～10日(水)		10日(月)～11日(火)
		実技 1日		8日(水)/9日(木)/10日(金)		11日(木)/12日(金)/15日(月)		12日(水)/13日(木)/14日(金)
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	17日(火)		10日(月)		12日(月)	
		実技 1日	18日(水)/19日(木)/20日(金)		11日(火)/12日(水)/13日(木)		13日(火)/14日(水)/15日(木)	
	プレス機械	学科 2日			3日(月)～4日(火)			
	乾燥設備	学科 2日	30日(月)～31日(火)			29日(月)～30日(火)		
	はい作業	学科 2日		1日(水)～2日(木)		22日(月)～23日(火)		3日(月)～4日(火)
	木工機械	学科 2日				25日(木)～26日(金)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	10日(火)～11日(水)	6日(月)～7日(火)	10日(月)～11日(火)	9日(火)～10日(水)	13日(火)～14日(水)	11日(火)～12日(水)
		実技 1日	12日(木)/13日(金)	8日(水)/9日(木)	12日(水)/13日(木)	11日(木)/12日(金)	15日(木)/16日(金)	13日(木)/14日(金)
有機溶剤	学科 2日	5日(木)～6日(金) 26日(木)～27日(金)	16日(木)～17日(金) 27日(月)～28日(火)	5日(水)～6日(木) 20日(木)～21日(金)	4日(木)～5日(金) 18日(木)～19日(金)	5日(月)～6日(火) 26日(月)～27日(火)	17日(月)～18日(火)	
	学科 2日	2日(月)～3日(火) 19日(木)～20日(金)	2日(木)～3日(金) 29日(水)～30日(木)	18日(火)～19日(水)	1日(月)～2日(火) 15日(月)～16日(火)	1日(木)～2日(金) 21日(水)～22日(木)	19日(水)～20日(木)	
石綿	学科 2日	17日(火)～18日(水)	16日(木)～17日(金)	3日(月)～4日(火) 27日(木)～28日(金)	16日(火)～17日(水)	8日(木)～9日(金) 28日(水)～29日(木)	20日(木)～21日(金)	
	学科 2日	17日(火)～18日(水)			25日(木)～26日(金)			
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	19日(木)	27日(月)	11日(火)	10日(水)	19日(月)	17日(月)
	アーク溶接	学科 2日	4日(水)～5日(木)	1日(水)～2日(木)	5日(水)～6日(木)	3日(水)～4日(木)	7日(水)～8日(木)	5日(水)～6日(木)
		実技 1日	6日(金)	3日(金)	7日(金)	5日(金)	9日(金)	7日(金)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		6日(月)		19日(金)		3日(月)
	低圧電気	学科 1日	9日(月)	20日(月)	18日(火)	15日(月)	12日(月)	10日(月)
		実技 1日	10日(火)/11日(水)/12日(木)	21日(火)/22日(水)/23日(木)	19日(水)/20日(木)/21日(金)	16日(火)/17日(水)/18日(木)	13日(火)/14日(水)/15日(木)	11日(火)/12日(水)/13日(木)
	高圧・特別高圧	学科 2日	26日(木)～27日(金)	23日(木)～24日(金)	25日(火)～26日(水)	29日(月)～30日(火)	19日(月)～20日(火)	5日(水)～6日(木)
粉じん	学科 1日	5日(木)			3日(水)		5日(水)	
ダイオキシン	学科 1日		30日(木)			21日(水)		
受験準備	衛生管理者	1種 4日	2日～5日 23日～26日	20日(月)～23日(木)	25日(火)～28日(金)		5日(月)～8日(木)	17日(月)～20日(木)
		2種 3日	2日～4日 23日～25日	20日(月)～22日(水)	25日(火)～27日(木)		5日(月)～7日(水)	17日(月)～19日(水)
		特例 2日	4日～5日 25日～26日	22日(水)～23日(木)	27日(木)～28日(金)		7日(水)～8日(木)	19日(水)～20日(木)
	X線作業主任者	学科 2日				22日(月)～23日(火)		
その他	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	23日(月)		26日(水)		26日(月)	
	職長教育	学科 2日	6/28(木)～29(金)	1日(水)～2日(木)	8/30(木)～31(金)	1日(月)～2日(火)	1日(木)～2日(金)	11/29(木)～30(金)
	安全衛生推進者	学科 2日	19日(木)～20日(金)	23日(木)～24日(金)	5日(水)～6日(木)	4日(木)～5日(金)	5日(月)～6日(火)	3日(月)～4日(火)
	衛生推進者	学科 1日	30日(月)	29日(水)	28日(金)	24日(水)	28日(水)	21日(金)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	23日(月)～24日(火)	27日(月)～28日(火)	20日(木)～21日(金)	18日(木)～19日(金)	19日(月)～20日(火)	10日(月)～11日(火)
	衛生管理者能力向上	学科 2日					1日(木)～2日(金)	
	K Y T研修	学科 1日	9日(月)	3日(金)	18日(火)	16日(火)	12日(月)	6日(木)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。  
 ※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。  
 ※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・足立荒川・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページ

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから  
 (公社) 東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター  
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1  
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

東基連 検索

# 安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

## 膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール

# 安全衛生セレクション

### ①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!

情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!

### ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!

### ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を掲載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!

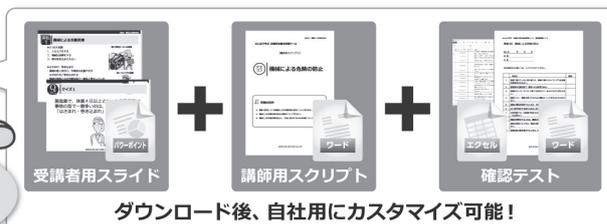


#### ■CONTENTS (一部)

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,500本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

## 誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

# みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール



【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新)

※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【価格】年間利用料 初年度 本体48,000円+税  
2年目以降 本体12,000円+税

【構成】◆受講者用スライド ◆講師用スクリプト ◆確認テスト



商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640